

宮古市公告

令和8年度宮古市公共施設照明LED化業務について、公募型プロポーザルを実施するので、次のとおり公告する。

令和8年4月6日

宮古市長 中村尚道



1 業務の概要

(1) 業務名

令和8年度宮古市公共施設照明LED化業務

(2) 業務内容

令和8年度宮古市公共施設照明LED化業務特記仕様書のとおり

(3) 業務期間

契約締結日の翌日から令和9年3月23日まで

2 参加資格要件

本プロポーザルの参加者は、次に掲げる事項を全て満たす者とする。

(1) 単独で参加する場合

ア 宮古市内に本店（個人事業主の場合は主たる事業所）を有する法人若しくは個人事業主（以下「市内業者」という。）又は宮古市内に事業所を有する団体（以下「市内団体」という。）であること。

イ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当していないこと。

ウ 会社更生法（平成14年法律第154号）、民事再生法（平成11年法律第225号）等の規定に基づく更生又は再生手続をしていないこと。

エ 公告の日から最優秀者の特定の日まで、当市が定める指名停止又は入札参加資格停止を受けていないこと。

オ 暴力団による不当な行為の防止に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団でないこと。また、役員が同法第2条第6号に規定する暴力団員でないこと。

カ 業務の実施体制に、次の有資格者を含めること。

(ア) 第一種電気工事士

(イ) 第三種電気主任技術者

キ 国税及び地方税を滞納していないこと。

ク 市内団体が単独で参加する場合、構成員が上記イからキの事項を全て満たすこと。
なお、上記カについては、構成員のうち市内業者の担当者（管理技術者又は担当技術者）が当該資格を有すること。

(2) グループで参加する場合

ア グループを代表する市内業者を定めること。

イ グループの構成員は、単独参加していない市内業者とすること。

ウ グループの構成員は、「(1) 単独で参加する場合」のイからキの事項を全て満たすこと。なお、「(1) 単独で参加する場合」の力については、グループ構成員の担当者（管理技術者又は担当技術者）が当該資格を有すること。

エ グループの構成員は、同時に複数のグループの構成員になれないこと。

3 手続等

(1) 担当部署

〒027-8501 宮古市宮町一丁目1番30号
宮古市政策推進部エネルギー推進課脱炭素推進係
電話番号：0193-77-5033（直通）
FAX：0193-63-9114
E-Mail：energy@city.miyako.iwate.jp

(2) 実施要領の交付

ア 交付期間：令和8年4月6日（月）から令和8年5月1日（金）まで
イ 交付方法：市のホームページからの入手を原則とする。

(3) 参加申込書類の提出

ア 提出期限：令和8年5月1日（金） 午後4時
イ 提出場所：上記3(1)に同じ
ウ 提出方法：持参、郵送又は電子メール

(4) 企画提案書類の提出

ア 提出期限：令和8年5月29日（金） 午後4時
イ 提出場所：上記3(1)に同じ
ウ 提出方法：(ア) 紙媒体：持参又は郵送
(イ) 電子データ：電子メール

(5) プレゼンテーションの実施

ア 実施日：令和8年6月16日（火）（予定）
イ 場所：宮古市役所（予定）（詳細は、別途参加者に通知する。）

4 契約締結までの流れ

(1) 審査結果の通知及び公表

審査結果については、令和8年6月19日（金）（予定）までに提案者に対して、書面により通知するとともに、市のホームページにおいて公表する。

(2) 契約締結に係る協議

審査の結果、最優秀者となった者を受託候補者とし、市は受託候補者と業務委託契約締結に係る協議を行う。協議が整った場合、市は受託候補者と業務委託契約を締結する。

5 その他

- (1) 本プロポーザルは、参加者が1者であっても、有効に成立するものとする。
- (2) 本プロポーザルへの参加に係る費用は、全て参加者の負担とする。
- (3) 提出された書類等は、本プロポーザル以外に使用しない。
- (4) 本業務により得られた成果品及び全ての権利（所有権、著作権等）は、市に帰属するものとする。